

# 教育職員免許状

中学校教諭一種免許状又は高等学校教諭一種（旧二級普通）免許状〔数学、理科又は情報のいずれかの教科〕を有し、かつ当該教科に該当するコースにおいて所定の単位を修得した者は、次の免許状を取得することができます。

理 工 学 専 攻	中学校教諭専修免許状（数学） 高等学校教諭専修免許状（数学） 中学校教諭専修免許状（理科）， 高等学校教諭専修免許状（理科） 高等学校教諭専修免許状（情報）
-----------	--

# 教員免許取得プログラムについて

**大学院で学びながら、一種免許状の取得が可能です。**

【科目等履修生として免許取得に必要な学部の授業を履修できます。

諸費用(検定料・入学料・授業料)は必要ありません。】

総合人間自然科学研究科(修士課程・専門職学位課程)では、「教員免許取得プログラム」を実施しています。

このプログラムは、学部在学時等に修得単位不足で教員免許が取得できなかった者や、学部在学時には免許取得を希望していなかったが大学院に入学し新たに教員免許を取得しようとする者が、学部の科目等履修生として入学し、大学院の教育課程と並行して学部の授業(教員免許取得に必要な科目に限る)を履修することを可能とするものです。履修に要する費用(検定料・入学料・授業料)は徴収しないこととなっています。(ただし、教材費等は別途必要)

また、大学院における学修に必要な単位を修得することによって、大学院修了時には専修免許状を取得することができます。なお、2年間で大学院の教育課程及び一種免許状取得のための必要単位修得が困難であると考えられる場合は、長期履修学生制度を活用することも可能です。(長期履修学生制度については、「長期履修学生制度について」をご覧ください。)

※ 授業は、学部の通常授業及び集中講義の科目を受講することになります。

夜間開講等の特別な対応は、予定しておりません。

## 【取得できる免許】

原則として、入学(所属)する専攻の基礎学部において取得可能な免許(教科)に限る。

所属専攻	基礎学部	取得できる免許状
理工学専攻	理工学部	中学校教諭(数学・理科)
		高等学校教諭(数学・理科・情報)

※取得できるのは、原則として、1つの免許状に限る。ただし、同一教科であれば、中学校教諭と高等学校教諭の2つを取得することは可能。(例：中学校(国語)と高校(国語)、中学校(社会)と高校(地理歴史))